**○農林水産省告示第四百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字寺ゲ平ル三九七五の四、字手取峠尻三五八八、字大埒尻三五八九から三五九一まで、字ヒナタジメ二九七四の四、二九七四の六

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大埒尻三五八九から三五九一まで・字ヒナタジメ二九七四の四・二九七四の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　岡山県岡山市北区御津伊田字大谷二八九二の一、井原市芳井町花滝字大歳平二二六七の一

二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　沖縄県国頭郡大宜味村字押川押川山六四〇の二八七・六四〇の三七九・六四〇の三八〇・六四〇の三八三（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、六四〇の一八六・六四〇の三八一・六四〇の三八四（以上三筆国有林）、字大宜味杣山九六〇の七七・九六〇の七九（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、九六〇の四九・九六〇の八〇（以上二筆国有林）、字饒波比謝一三二一の二三・一三二一の二五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字田港南風原一三五七の一九〇・一三五七の二〇三・一三五七の二〇四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三五七の二〇五（国有林）、字根路銘棚原山二二六八の一七一から二二六八の一七三まで（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県庁及び大宜味村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字獨活二六六、二六七、三三六の一、三三六の五、三三九の一、字濁活道二七九、二八七の一、二八八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市嘉穂才田字ハセ二〇〇九、二〇一二、二〇二三、二〇二七の一、二〇三一、字島巡り二一三二の一、二一三二の二、九郎原字タマハリ二一四七、字八方二一六九、二一七〇の一、二一七三、二一七五、二一七六、二一八二、二一九八の一、二二〇〇の一、二二〇一、二二二六、二二二九、二二三二から二二三四まで、二二三六、二二三九、二二四一、字ヲヲヘラ二三〇五、二三一六から二三一八まで、二三二〇の三、二三二〇の六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町下横山字向山一四九三の一、一四九三の二、一四九九の一、一四九九の三、一四九九の四、一五〇三の二、一五〇三の四、一五〇三の五、一五〇六の一、一五〇六の三、一五〇六の五、一五一四、一五一七、一五三〇、一五三三の二、一五三四の一、一五三六、一五四〇の一から一五四〇の六まで、字小谷一五六九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市阿恵字エビノ甲二三二九の五一、二三二九の五二、二三二九の七一、二三五〇の一、二三五〇の三、二三七八、字門田二四九〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）